

第6章 公害苦情

1 公害苦情の状況

平成26年度は表6-1のとおり213件の公害苦情があったが、その主なものは野焼き行為などによる大気汚染、排水路の汚濁、近隣からの騒音及び悪臭などである。

富津市環境条例では、ゴム、皮革、合成樹脂その他燃焼の際、著しくばい煙や悪臭を発生するおそれのある物質については、屋外での燃焼行為を禁止している。

典型7公害以外の苦情は153件あり、廃棄物の不法投棄が大半を占めている。

苦情件数の経年変化は、図6-1のとおりである。

(表6-1) 公害苦情件数経年変化と平成26年度苦情内容

	苦情の概要	年度別苦情件数				
		22	23	24	25	26
大気汚染	・隣家で毎日のごみを焼却している ・近くの空き地で枯れ草を焼却している	35	30	39	44	37
水質汚濁	・染川で大量の小魚が斃死している ・河川の表面に油が浮かんでいる。	4	2	10	1	4
騒音	・建設現場で早朝から工事をしてうるさい ・深夜駐車場に止まっている車がうるさい	3	1	5	8	13
振動		0	0	0	0	0
悪臭	・川で牛の糞尿の臭いがする ・近くの工場から変なにおいがする	5	4	1	3	6
地盤沈下 地下水位		0	0	0	0	0
土壌汚染		0	0	3	0	0
その他	・一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄 ・自転車が放置されている	187	177	198	186	153
合計		234	214	256	242	213

※ その他の苦情には、平成23年度から、数個の家電製品の投棄、放置自転車を廃棄物の不法投棄としてカウントしてある。